

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 【報告事項】コモディティ・ローン

I. 本資料の目的

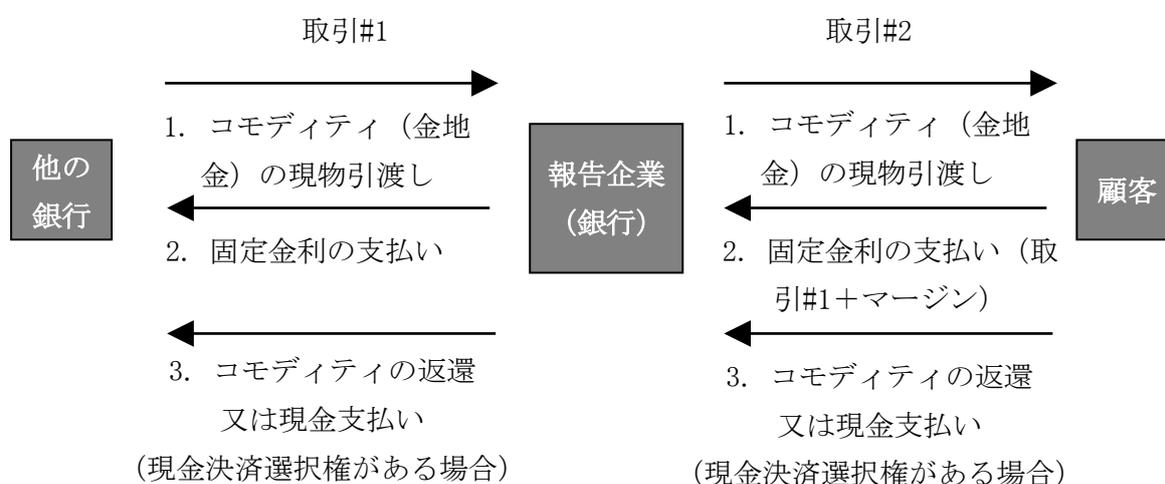
1. 本資料は、2016 年 11 月開催の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論されたコモディティ・ローンの会計処理の明確化に関し、2016 年 11 月に公表されたアジェンダ決定案に寄せられたコメントを踏まえ、2017 年 3 月開催の IFRS-IC で議論された内容及びアジェンダ決定の内容をご報告することを目的としている。なお、本資料について、本日の委員会においてご審議いただくことは予定していない。
2. 本論点については、2016 年 12 月 16 日に開催された第 9 回 IFRS 適用課題対応専門委員会（以下「第 9 回専門委員会」という。）において、アジェンダ決定案への対応についてご審議いただいている。論点の詳細な内容、2016 年 11 月の IFRS-IC の議論の概要等は別紙 2 に記載している。

II. これまでの経緯

要望の概要

3. IFRS-IC は、「コモディティ・ローン」とよばれる特定のコモディティ取引（例：貴金属取引）の会計処理の明確化を求める要望を受けた。

図 1 想定されている取引の概要



論点

4. 企業が前項に記載した取引に関連する資産及び負債を認識すべきかどうか論点となる。本論点の明確化の要望の提出者によれば、企業は本取引を IAS 第 2 号「棚卸資産」が適用される棚卸資産取引とするか、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」又は IFRS 第 9 号「金融商品」が適用される証券貸借契約とするかで、実務上、異なる会計処理が行われているとしている。

2016 年 11 月の IFRS-IC 会議での議論の結果

5. 議論の結果、次の内容のアジェンダ決定案が公表された。
 - (1) IFRS-IC は、要望書に記載されたコモディティ・ローン取引はどの IFRS 基準の範囲にも明確に含まれていない可能性があることに着目した（しかし、IFRS-IC は、コモディティに関するある取引（例えば、企業の生産工程に使用するためのコモディティの購入）には、特定の IFRS 基準が適用される可能性があることに着目した。）。
 - (2) IFRS-IC は、ある取引に具体的に当てはまる基準がない場合、企業は IAS 第 8 号第 10 項及び第 11 項に従い、適用すべき会計方針を判断することとなることに着目した。IFRS-IC は、IAS 第 8 号の第 10 項を適用して、策定された会計方針は次のような情報をもたらすものでなければならないことに留意した。(i) 利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性があり、かつ、(ii) 信頼性がある（すなわち、財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを忠実に表現し、経済的実質を反映し、中立的で慎重で重要性があるすべての点で完全である。）。
 - (3) IFRS-IC は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 112 項(c)¹ の要求事項が、企業が IAS 第 8 号の第 10 項及び第 11 項を適用して会計方針を策定する場合に関連する可能性があることにも着目した。コモディティ取引の会計処理及び関連するリスクの理解に目的適合性がある情報を提供するために追加的な開示が必要とされる場合は、これに該当する。
 - (4) IFRS-IC は、現行の IFRS 基準の範囲内で効率的に本論点を解決するのは不可能であり、狭い範囲の基準設定活動では企業にとって限定的な便益しかないのに対し意図しない重要な問題を生じさせる可能性がある」と結論付けた。
 - (5) したがって、IFRS-IC は、この論点をアジェンダに追加しない。

¹ IAS 第 1 号第 112 項（一部抜粋）

注記は、次のことを行わなければならない。

(c)財務諸表のどこにも表示されていないが、財務諸表の理解に関連性のある情報を提供する。

III. 2017年3月のIFRS-IC会議の概要

6. 2017年3月のIFRS-IC会議では、アジェンダ決定案に寄せられたコメントを踏まえた議論が行われた。
7. アジェンダ決定案に寄せられたコメントでは、本論点についてはより広い範囲のプロジェクトとしてボードで取り上げるべきといった声が寄せられた。
8. 議論の結果、基本的な内容については2016年11月のアジェンダ決定案を踏襲したアジェンダ決定が公表されたが、次の事項がIASBへの報告事項として追加されている。
 - (1) IASBは、本論点に関する事項を今後のボード会議で議論する。
 - (2) IASBは、コモディティ取引の会計処理に関するプロジェクトについて、他の審議会のプロジェクトとの相対的な優先度を評価することとなる。

以 上

(別紙1)

IFRIC Update に掲載された「アジェンダ決定」の仮訳

コモディティ・ローン (アジェンダ・ペーパー8D)

委員会は、コモディティ・ローン取引をどのように会計処理すべきかに関して要望を受けた。具体的には、当該取引は、銀行が金地金を第三者から借りて（契約1）、それからその金地金を別の第三者に同じ条件でより高い手数料で貸す（契約2）という取引である。銀行はこの2つの契約を互いに考慮して締結するが、両契約は紐付きではない（すなわち、銀行は両契約を互いに独立に交渉する）。それぞれの契約において、借手は契約の開始時に金地金の法的所有権を獲得するとともに、契約の終了時に、受け取ったのと同じ品質及び量の金地金を返還する義務を有している。金地金の貸付と交換に、それぞれの借手は契約期間にわたりそれぞれの貸手に手数料を支払うが、契約開始時にキャッシュ・フローはない。

委員会は、この2つの契約の期間にわたり、金地金を借り入れて貸し付ける銀行が次のものを認識するのかどうかを質問された。

- a. 金地金（又は金地金を受け取る権利）を表す資産
- b. 金地金を引き渡す義務を表す負債

委員会は、要望書における具体的な取引はどの IFRS 基準の範囲にも明確に含まれていない可能性があることに着目した [注1]。ある取引に具体的に当てはまる基準がない場合、企業は会計方針を策定して当該取引に適用する際に、IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」を適用する。その際、IAS 第8号の第11項は、企業が次のことを検討することを要求している。

- a. 類似の事項や関連する事項を扱っている IFRS 基準の要求事項があるかどうか。ない場合には、
- b. 「概念フレームワーク」における資産、負債、収益及び費用に関する定義、認識規準及び測定概念を適用して、当該取引をどのように会計処理すべきか

委員会は、IAS 第8号の第10項を適用して、策定された会計方針は次のような情報をもたらすものでなければならないことに留意した。(i) 財務諸表の利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性があり、かつ、(ii) 信頼性がある（すなわち、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを忠実に表現し、経済的実質を反映し、中立的で慎重で重要性があるすべての点で完全である）。委員会は、類似の事項や関連する事項を扱

っている要求事項を考慮する際に、企業はそうした類似の事項や関連する事項を扱っている要求事項のすべて（関連する開示要求を含む）を考慮することに着目した。

委員会は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 112 項(c) の要求事項が、企業が、要望書に記述されたようなコモディティ・ローン取引について、IAS 第 8 号の第 10 項及び第 11 項を適用して会計方針を策定する場合に当てはまることにも着目した。これらの要求事項を適用する際に、企業は、こうしたコモディティ・ローン取引の会計処理及び関連するリスクの理解に関連性がある情報を提供するために追加的な開示が必要かどうかを検討する。

委員会は、問われた質問を現行の IFRS 基準の枠内で効率的に解決することはできないであろうと結論を下した。コモディティに関わる取引の範囲が広いということは、狭い範囲の基準設定活動では企業にとって限定的な便益しかなく、意図しない結果を生じるリスクが高いことを意味している。したがって、委員会はこの論点を基準設定アジェンダに追加しないことを決定した。

[注 1] しかし、委員会は、コモディティに関する他の取引（例えば、企業の生産工程に使用するためのコモディティの購入、又は顧客へのコモディティの販売）には、特定の IFRS 基準が適用される可能性があることに着目した。

アジェンダ・ペーパー8D：審議会への報告書

審議会は、アジェンダ・ペーパー8D に記述された事項を今後のボード会議で議論する。暫定的アジェンダ決定に対するフィードバックは、審議会がコモディティ取引の会計処理に関するプロジェクトに取り組むべきであることを示唆していた。審議会は、そうしたプロジェクトについて、他の審議会プロジェクトとの相対的な優先度を評価することになる。

(別紙2)

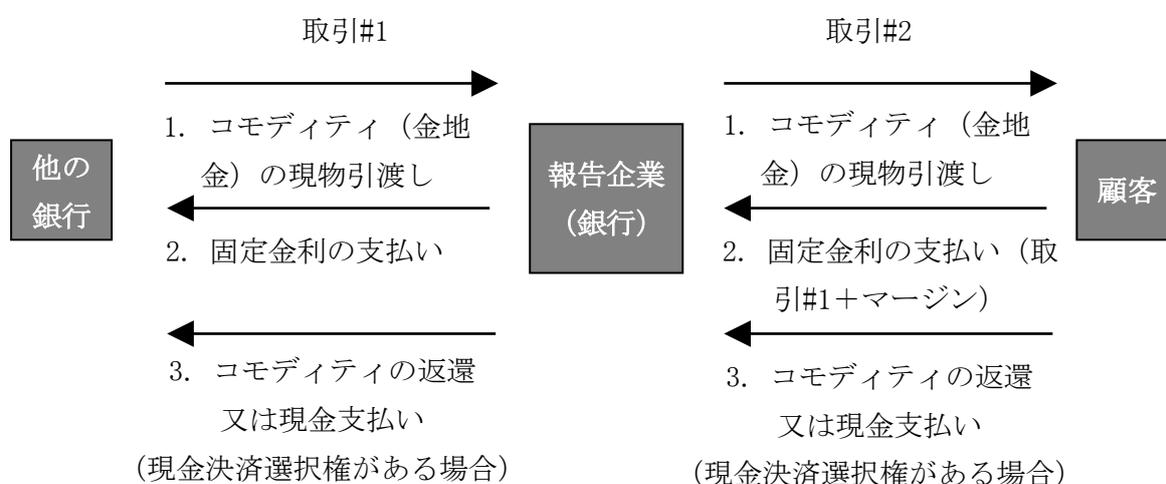
第9回専門委員会資料抜粋

I. 背景

要望の概要

1. IFRS-IC は、「コモディティ・ローン」とよばれる特定のコモディティ取引（例：貴金属取引）の会計処理の明確化を求める要望を受けた。
2. 取引の概要は次のとおりである（図1参照）。
 - (1) 企業（銀行であることが多い。）が、あるコモディティ（例：金地金）を貸手から12カ月間にわたって借り受ける（図1取引#1）。当該コモディティの現物の受領時に、法的所有権も企業へ移転する。当該コモディティは代替可能物であり、類似のコモディティと容易に取替可能である。
 - (2) 契約当初には現金の流入又は流出はないが、企業は契約期間中、①契約時点の当該コモディティの価値及び②関連する金利に基づいて、四半期ごとに貸手へ固定金額の報酬を支払う。契約期間の満了時には、企業は同種かつ同品質のコモディティを貸手へ返還する義務を負う。企業は、現物の返還に代えて、当該コモディティのスポット価格に基づく現金による決済を行う選択権を有する場合がある。
 - (3) 企業はその後、上記と同一の契約条件に自身の報酬分を上乗せして、顧客（企業から金地金等の借手）との間で類似の取引を行う（図1取引#2）。

図1 想定されている取引



論点

3. 企業が上記の取引に関連する資産及び負債を認識すべきかどうか論点となる。本論点の明確化の要望の提出者によれば、企業は本取引をIAS第2号「棚卸資産」が適用される棚卸資産取引とするか、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」又はIFRS第9号「金融商品」が適用される証券貸借契約とするかで、実務上、異なる会計処理が行われているとしている。

見解

4. 明確化の要望の提出者は、この論点について次の2つの見解がみられるとしている。

(見解1：資産及び負債を認識する。)

5. 見解1では、企業は借手から回収するコモディティを資産、貸手にコモディティを返還する契約上の義務を負債として、それらの双方を認識すべきとされる。このアプローチを採る企業は一般に、当該コモディティ取引をIAS第2号が適用される棚卸資産に関連する取引として会計処理する。

(見解2：資産及び負債を認識しない。)

6. 見解2では、企業はコモディティの授受を資産及び負債として会計処理せず、契約当初に決定された貸手に支払う固定金額の報酬を契約期間にわたって費用処理するとともに、借手から受け取る報酬を収益処理するのみである。このアプローチは、当該コモディティ取引をIAS第39号AG51項(b)²又はIFRS第9号B3.2.16項(b)³に規定される証券貸借取引に類似するものとみる見解に基づくものである。

² IAS第39号AG51項（一部抜粋）

次の例は、認識の中止に関する本基準の原則の適用を例示するものである。

- (b) 買戻契約及び証券貸借——ほぼ同一の資産 同一若しくはほぼ同一の資産を一定価格又は販売価格に貸手の利回りを加えた価格で買戻す契約により金融資産が売却された場合、又は同一若しくはほぼ同一の資産を譲渡人に返還する契約により証券の貸借が行われた場合には、譲渡人が所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを保持しているため、認識の中止は行われない。

³ IFRS第9号B3.2.16項（一部抜粋）

企業が、譲渡資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転したわけでも、ほとんどすべてを保持しているわけでもなく、当該資産に対する支配を保持している場合には、企業は継続的関与の範囲において当該譲渡資産の認識を継続する。譲渡資産に対する企業の継続的関与の範囲とは、企業が譲渡資産の価値の変動に晒される範囲である。例えば、

- (b) 企業の継続的関与が、譲渡資産に対する買建又は売建（あるいはその両方）のオプションの形をとっている場合には、企業の継続的関与の範囲は、企業が買戻す可能性のある譲渡資産の金額である。しかし、公正価値で測定される資産に係る売建プット・オプションの場合には、企業の継続的関与の範囲は、譲渡資産の公正価値とオプションの行使価格のいずれか低い方に限定される（B3.2.13項参照）。

アウトリーチの結果

7. IASB スタッフは、各法域の関係者へのアウトリーチを行った結果、本論点はアジア、カナダ及び南アフリカ等の一部の地域において一般的なものであるが、その他の法域においては一般的なものではないとの回答を得ている。本論点が一般に見受けられる法域においては、当該法域内の主だった銀行が要望書に記載されたタイプの取引（及びそれに類似した取引）を行っているとの回答が寄せられている。また、本論点が一般に見受けられるとしたすべての回答者から、このようなコモディティ取引に適用すべき IFRS の基準が存在しないことから、実務におけるばらつきが見られるとの回答が寄せられている。

II. 2016 年 11 月の IFRS-IC 会議における議論

IASB スタッフによる提案

8. 2016 年 11 月開催の IFRS-IC 会議において、IASB スタッフは、本資料の第 11 項から第 14 項に記載した分析結果を提示したうえで、本論点を IFRS-IC のアジェンダに追加しないとするアジェンダ決定案を公表することを提案した。
9. 要望書に記載された取引に適用される可能性がある IFRS 基準は数多く存在するものの、当該取引に合致する基準は存在しない。既存の IFRS 基準に照らした分析の概略は次のとおりである。
- (1) IFRS 第 16 号「リース」(IAS 第 17 号「リース」及び IFRIC 第 4 号「契約にリースが含まれているか否かの判断」)に関する分析
- 契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり移転する (IFRS 第 16 号第 9 項) ものではないため、リース取引には該当しない。
- (2) IAS 第 2 号「棚卸資産」及び IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(IAS 第 18 号「収益」)に関する分析
- 要望書に記載されたコモディティについては、IAS 第 2 号第 6 項⁴の棚卸資産の定義(a)～(c)に照らすと、明らかに(b)及び(c)の要件は満たさない。(a)の定義の

⁴ IAS 第 2 号第 6 項 (一部抜粋)

棚卸資産とは、次のような資産をいう。

- (a) 通常の事業の過程において販売を目的として保有されるもの
 (b) そのような販売を目的とする生産の過程にあるもの
 (c) 生産過程又はサービスの提供にあたって消費される原材料又は貯蔵品

うち、通常の事業の過程において保有されるものであるか否かは、報告企業の事業モデル等の環境によると考えられる。また、一定期間後の買い戻しが想定されており、法的所有権は移転したとしてもリスクと便益が移転したとは言えないことから、販売を目的として保有されているという要件を明確に満たすとは言えないと考えられる。

(3) IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に関する分析

報告企業がコモディティを返還する義務は、時期又は金額が不確実な負債ではなく、また、契約に基づきコモディティの貸手との間で正式に合意された義務であるため、引当金には該当しない。

(4) IFRS 第 9 号「金融商品」(IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」)に関する分析

コモディティは現金ではなく、現金又は金融資産を受け取る権利にも該当しないことから、金融資産の定義を満たさない。また、IFRS 第 9 号第 2.4 項では、現金又は他の金融商品での純額決済又は金融商品との交換により決済できる非金融商品項目の売買契約については IFRS 第 9 号が適用されるとされているが、要望書に記載されたコモディティの譲渡取引は販売に該当しないものと考えられることから、IFRS 第 9 号第 2.4 項にも該当しないものと考えられる。

10. 第 11 項に示した分析の通り、既存の IFRS 基準では要望書に記載された取引に適用されるべき基準が明らかではないことから、報告企業は IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第 10 項⁵及び第 11 項⁶に従い、個々の取引の状況を踏まえ、適用すべき会計方針を判断することになると考えられる。

11. アウトリーチの結果から、コモディティ・ローンについては、要望書に記載された取

⁵ IAS 第 8 号第 10 項

取引その他の事象又は状況に具体的に当てはまる IFRS が存在しない場合には、経営者は、次のような情報をもたらす会計方針を策定し適用する際に判断を用いなければならない。

- (a) 利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性がある。
- (b) 財務諸表が次のようであるという点で信頼性がある。
 - (i) 企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを忠実に表す。
 - (ii) 法的形式だけでなく取引その他の事象及び状況の経済的実質を反映する。
 - (iii) 中立である、すなわち偏りが無い。
 - (iv) 慎重である。
 - (v) 重要性があるすべての点で完全である。

⁶ IAS 第 8 号第 11 項

第 10 項に記載されている判断を行うにあたり、経営者は次に掲げる根拠資料を上から順に参照し、その適用可能性を検討しなければならない。

- (a) 類似の事項や関連する事項を扱っている IFRS の要求事項
- (b) 「フレームワーク」における資産、負債、収益及び費用に関する定義、認識規準及び測定概念

引パターンに限らず、当該取引に類似した、しかしながら内容が完全には一致していない多様な取引パターンが実務で見受けられるとのことである。したがって、何らかの形で、範囲の限定的な基準の開発を行うことにより要望書への対応を行うことは困難である。

12. 仮に何らかの形で基準開発を行った場合、わずかな便益しか得られないのに対し、基準が前提とした要望書に記載された取引とは異なる状況の取引に対して、当該基準が不適切に適用されるリスクをもたらす可能性がある。

IFRS-IC 会議で示された主な意見

13. IASB スタッフが示した提案について、アジェンダ決定案の一部の文言について修正を求めるコメントを除き、IFRS-IC のメンバーから同意する意見が多く聞かれた。

IFRS-IC 会議での議論の結果

14. 議論の結果、次の内容のアジェンダ決定案が公表された（下線は、スタッフ提案からの追加を示すものである。なお、公表されたアジェンダ決定案の仮訳を別紙 2 に記載している。）。

- (1) IFRS-IC は、要望書に記載されたコモディティ・ローン取引はどの IFRS 基準の範囲にも明確に含まれていない可能性があることに着目した（しかし、解釈指針委員会は、コモディティに関するある取引（例えば、企業の生産工程に使用するためのコモディティの購入）には、特定の IFRS 基準が適用される可能性があることに着目した。）。
- (2) IFRS-IC は、ある取引に具体的に当てはまる基準がない場合、企業は IAS 第 8 号第 10 項及び第 11 項に従い、適用すべき会計方針を判断することとなることに着目した。IFRS-IC は、IAS 第 8 号の第 10 項を適用して、策定された会計方針は次のような情報をもたらすものでなければならないことに留意した。(i) 利用者の経済的意思決定のニーズに対する目的適合性があり、かつ、(ii) 信頼性がある（すなわち、財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローを忠実に表現し、経済的実質を反映し、中立的で慎重で重要性があるすべての点で完全である）。
- (3) IFRS-IC は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の第 112 項(c)⁷ の要求事項が、企業が IAS 第 8 号の第 10 項及び第 11 項を適用して会計方針を策定する場合に関連する可能性があることにも着目した。コモディティ取引の会計処理及び関連するリ

⁷ IAS 第 1 号第 112 項（一部抜粋）

注記は、次のことを行わなければならない。

(c) 財務諸表のどこにも表示されていないが、財務諸表の理解に関連性のある情報を提供する。

スクの理解に目的適合性がある情報を提供するために追加的な開示が必要とされる場合は、これに該当する。

- (4) IFRS-IC は、現行の IFRS 基準の範囲内で効率的に本論点を解決するのは不可能であり、狭い範囲の基準設定活動では企業にとって限定的な便益しかないのに対し意図しない重要な問題を生じさせる可能性があるとは結論付けた。
- (5) したがって、IFRS-IC は、この論点をアジェンダに追加しない。

以 上